

住民の皆様へ

岬町長 田 代 堯

臨時福祉給付金 (経済対策分)について (お知らせ)

平成26年4月から消費税の引上げに際し、所得の低い方々への影響を緩和するためと「未来への投資を実現する経済対策」の一環として暫定的、臨時的な措置として給付金が支給されることになりました。

※対象者と見込まれる方に詳しい説明と申請書をお送りします。
(4月下旬)

申請期間 平成29年4月28日(金)から
平成29年10月30日(月)まで
(土・日・祝日を除く)
9時00分から17時30分まで

◎期間内に申請がない場合は支給ができませんのでご承知おき
ください。

給付開始 6月中旬 予定

受付場所 岬町役場 住民活動センター
(郵送受付も可能です! 同封の返信用封筒をご利用ください。)

支給決定 申請書の提出後、審査を行い支給決定をし、決定通知を送付します。

お問合せ 地域福祉課 臨時福祉金担当
468-9692 (申請期間中)

～ 支給要件は裏面をご覧ください ～

臨時福祉給付金（支給要件）

○支給対象者

平成28年1月1日現在で岬町に在住で、平成28年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、①②にあたる方は対象外となります。

- ① 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
(住民税において、どなたかの扶養になっている場合)
- ② 生活保護の受給者である場合など

○支給額

・1人につき15,000円

※ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者など、生活保護の基準の例による給付を受け取っている方も対象とはなりません。



「臨時福祉給付金」（経済対策分）の

“振り込め詐欺”^{さぎ} や “個人情報”^{さしゅ} の詐取”^{さしゅ}” にご注意ください。

(詐取：だましとること)

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご相談ください。